## 使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

所沢市長 殿

田 出 者 氏名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 そ 人 に あって は そ の 代 表 者 の 氏 名

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)の使用を廃止したので、大気汚染防止法第 11 条(第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

ば揮一特水	発性 <sup>2</sup> 般 彩 定 彩	みじ	ん ん	発	施 非出力 生 施 生 施		の別				※整 理 番	号			
エ	場 又	. は	事	業	場(	- D 名	· 称				※受理年月	月日	年	月	日
エ	場又	は	事業	場	· 0)	所右	ェ 地				※施 設 番	号			
施	Ī	没	T)	)	種	Ì	類								
施	設	の	設	į	置	場	所				<b>》</b> /曲	±z.			
使	用	廃	止	の	年	月	目	年	月	日	※ 備	考			
使	用	廃	址		の	理	曲								

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定 粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載する こと。